長野県廃棄物処理計画(第5期)の策定について

資源循環推進課

1 趣旨

廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、当県内における廃棄物の減量化・資源化及び適正な処理 に関する法定計画である「長野県廃棄物処理計画」を策定する。

なお、本計画は「長野県食品ロス削減推進計画」及び「長野県ごみ処理広域化・集約化計画」を包含する。

計画期間:令和3年度から令和7年度までの5年間

(長野県ごみ処理広域化・集約化計画は令和3年度から令和12年度までの10年間)

2 廃棄物専門委員会における検討経過

委員長 髙木 直樹 (信州大学工学部特任教授)
委員長代理 磯貝 勇悟 ((一社)長野県経営者協会教育研修部次長)
委員 浅利 美鈴 (京都大学大学院地球環境学堂准教授)

" 大島 朋子 (飯島町住民税務課長)

" 窪田 由美 ((株) キッツ管理本部環境安全部副主任)" 中村 幸宏 ((一社) 長野県資源循環保全協会長)

" 宮澤 俊昭 (飯山市市民環境課長)

回 数	開催日	主な検討内容
第1回	7月14日	・廃棄物の現状、市町村等における取組の状況
		・廃棄物処理計画(第4期)の進捗状況
		・廃棄物処理計画(第5期)第1章~第2章第1節素案の検討
		気候変動問題、海洋プラスチック問題などの現状共有、計画に
		おける重点方針の確認
第2回	8月24日	・廃棄物処理計画(第5期)第2章第2節~第4章素案の検討
		「目標値、県・市町村・事業者・県民の役割の明確化、4R、
		環境教育、食品ロスの削減など具体的な施策内容の検討
第3回	9月25日	・廃棄物処理計画(第5期)第5~第6章素案の検討
		廃棄物の適正処理、不法投棄等の防止、長期的取組としてごみ
		処理広域化・集約化計画、地域循環共生圏の形成、2050 ゼロ
		カーボンに向けた廃棄物分野の取組内容の検討
第4回	10月30日	・廃棄物処理計画(第5期)素案の検討
		[計画全体の確認、修正]
第5回	1月12日	・廃棄物処理計画(最終報告案)の検討
		[パブリックコメント等を踏まえた修正案の確認

3 経過及び今後のスケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
環均	意審議会				9日諮問				17日 中間 報告		20日 報告 申		
	専 門 委員会				14日第1回	24日第2回	25日第3回	30日第4回			12日第5回		
	民意見募集								← 30 F				
市意	町 村 等 見 照 会								\downarrow	>			

4 パブリックコメント等への対応 別添のとおり

環境審議会(中間報告)における委員発言項目等

委員名	発 言 項 目 等	計画等における対応案	本文掲 載箇所
	・プラスチック製の容器包装だけでなく、プラスチック製品をリサイクルルートに乗せるための取組を掲載してはいかが。	・信州プラスチックスマート運動では、 容リ法ルート以外のプラスチック製 品についても適正な分別回収を呼び 掛けており、引き続き県民に呼び掛け ます。	
宮原委員	・排出者責任の観点を入れてほしい。	・本文中「第3章 各主体の協働と役割」 に排出者の責務を記載しました。今 後、分かりやすい啓発に努めていきま す。	P47
	・図表について注釈をつけるなど、どこの図表なのかわかりやすくして。	・本文中に図表の位置を明示しました。	
手塚委員	・それぞれの役割(たたき台)の中に、 エシカル消費という言葉の周知をお 願いしたい。	・御意見を踏まえ、今後分かりやすい啓 発に努めてまいります。	
	・同じく、未利用食品を必要な人にお渡 しするという食品ロスの観点を入れ てほしい。	・同上。	
福江委員	県民がリプレイスを実践するときに、 エシカル消費と関連付けて表現を考え てほしい。	本文中「第4章第4節 代替素材への 転換(リプレイス)」に長野県版エシカ ル消費を記載しました。	P72
	・県民に対し、倫理観からだけではなく、ごみ出しを楽にする発想からも呼び掛けてはいかが。	・御意見を踏まえ、今後分かりやすい啓 発に努めてまいります。	
打越委員	・大手食品メーカーと連携して、パッケージを軽量化するプロジェクトを進めるなど、自然豊かな長野県から行動を起こしてはいかが。	・御意見を踏まえ、今後計画の実行段階 で詳細について検討してまいります。	
小林委員	経済的なインセンティブを使った取 組を充実させてはいかが。	現在、長野県産業廃棄物3R実践協定 締結による入札上のインセンティブや、 信州リサイクル認定製品の県公共事業 での利用、リプレイスの研究開発・事業	
		展開を行う者への制度融資、ごみの減量 等に顕著な実績を上げている団体等へ の表彰などを行っています。 引き続き、他部局とも連携して取り組 みます。	

<i>禾무요</i>	発言項目等	ᆚᇑᄷᄓᆉᄔᄼᄫ	本文掲
委員名		計画等における対応案	載箇所
	・食べ残しを減らそう協力店に登録する	・登録店をごみ減量ポータルサイト「信	
	メリットがほしい。	州ごみげんねっと」や広報等で積極的	
太田委員		な PR を行ってまいります。	
	・登録店舗数を増やす活動もしてはいか	・御意見を踏まえ、今後計画の実行段階	
	がら、	で詳細について検討してまいります。	
	・産業廃棄物排出量を現状維持とした場	・本文中「第3章 各主体の協働と役割」	P45
	合、ごみを出さないでという抑制のメ	に事業者の責務として発生抑制を記	
	ッセージがほしい。	載しました。御意見を踏まえ、今後分	
梅崎会長		かりやすい啓発に努めてまいります。	
	・総量なので、それぞれの事業者の目標	・事業者向け講習会やメルマガ等の機会	
	は立てにくい。	を捉え、計画で目標とする発生抑制を	
		呼び掛けます。	

パブリックコメントとその対応について

1 概要

長野県廃棄物処理計画(第5期)素案について、県民の皆様への意見募集を実施

- (1) 意見募集期間:令和2年(2020年)11月18日から12月17日まで
- (2) 告知方法:県ホームページ・報道発表で公表

県庁行政情報コーナー・各地域振興局行政情報センター・資源循環推進課で閲覧

- (3) 意見提出方法:郵送、ファックス、電子メール
- 2 ご意見の提出数
 - 3個人、延べ7件
- 3 ご意見の概要とそれに対する考え方

区分	意見要旨	計画等における対応案
①個人	私が以前住んでいた町では、家庭から出る生ゴミを集めて堆肥を作っていましたが、今住んでいる町では生ゴミは可燃ゴミとして集められて焼却されてしまいます。 生ゴミ堆肥化はリサイクルの推進だけでなく、ゴミの減量にも食品ロスの削減にも有効です。 県内すべての市町村で生ゴミのリサイクルが進むよう、県が市町村の指導や支援をして下さい。	生ごみの分別方法は市町村毎に異なりますが、いただいた御意見を踏まえ、生ごみの堆肥化・減量化が更に進むよう、県下 10 地域のチャレンジ 800 実行チームにおける地域循環圏構築の取組等を進めてまいります。また、国の循環型社会形成推進交付金において、市町村等の設置する生ごみ堆肥化施設を交付対象としていることから、引き続き交付金の活用を通じて生ごみのリサイクルが進むよう、市町村に対して助言を行ってまいります。
②個人	信州プラスチックスマート運動について、最近テレビCMで見かけました。 プラスチックについては、生活の中で非常に便利なものですし、必要なものは使う、不要なものは断るといった心掛けが大切だと思います。また、プラスチックを始め、紙の包装など全般で同様の心掛けが大切になってくると思いますので、引き続き県が中心となって呼びかけを行っていただければと思います。	御意見を踏まえ、引き続き信州プラス チックスマート運動等の推進を通じて 周知を行ってまいります。

区分	意見要旨	計画等における対応案
③個人	長野県が1人1日当たりごみの排出量が少ない都道府県5年連続第1位というのは大変すばらしいことだと思います。 ただ、いまだに路上にはたばこの吸い殻やペットボトルのポイ捨てが見られ、マナーを守るという意識が低い方もいると感じています。県では環境教育に力を入れているため、当たり前のことですが、ポイ捨てはいけないこと、ポイ捨てをすることによる環境への影響など、県民への意識啓発により一層力を入れていただきたいです。 ごみの排出量だけでなく、環境に対するマナーも高い長野県を期待します。	御意見を踏まえ、市町村と連携し、不 法投棄防止に向けた取組を推進してま いります。 また、小学生向け環境教材による啓発 など、環境教育の分野での不法投棄防止 にも取り組みます。
④ 個人	(第1章 総論 計画策定の趣旨) 今回の計画では、これまでの「廃棄物処理計画」「ごみ処理広域化・集約化計画」「食品ロス削減推進計画」を統合し、一体的な取り組みとされることを評価します。食品ロス削減の取り組みや家庭ごみの総排出量抑制は、県民一人ひとりの意識向上が不可欠です。その内容を広く啓蒙し、それぞれが主体的に行動できるよう、消費者への具体的かつ積極的な情報提供を望みます。	御意見を踏まえ、県民の方への積極的な情報提供に取り組んでまいります。
⑤個人	(第2章 廃棄物の現状と目標) 県政モニターアンケートでは「フードバンク活動などへ食品を提供する」の実践率は1割に満たないことが、現状の中に記載されています。また、市町村の状況の中でもフードドライブに関する取り組みについて、約半数にあたる38市町村が「現在行っておらず、今後も検討しない」と回答しています。 食品ロス削減の数値目標では、フードドライブに関する取り組みを27市町村から52市町村へと大きく前進させる目標を設定しています。実現するためには、県による支援も大きな役割になります。ぜひ、目標達成するための具体的な施策を講じられることを希望します。	御意見を踏まえ、食品ロス削減の取組を進めてまいります。
⑥個人	(第3章 各主体の役割) 「長野県版エシカル消費」について記載がされていますが、概要には全く触れられていません。廃棄物計画全般に大きくかかわる取り組みと認識しておりますので、ぜひ加筆されることを希望します。	御意見を踏まえ、概要を記載しました。

区分	意見要旨	計画等における対応案
⑦個人	(第4章 4R等の推進) 今年10月に制定された、長野県脱炭素社会づくり条例において「従来の3R(リデュース、リユース、リサイクル)に加え、リプレイス(代替素材への転換)の推進を規定(4Rの推進)」していることから、リプレイスを使われていると考えます。 これまでリフューズ(Refuse)を加えての4Rを推進してきた中、7月からプラスチック製レジ袋の有料化が小売店に義務づけられたことにより、リフューズは大きく前進しました。このため、リプレイスを位置付けられたと考えますが、国の「プラスチック資源循環戦略」では、再生可能な資源への代替として「リニューアブル(Renewable)」を推進しています。混乱を招くことのないよう、国の取り組みと統一した表現とされることを望みます。	国のプラスチック資源循環戦略では 再生可能な資源への代替として Renewable を推進していくとあります が、この趣旨は長野県脱炭素社会づくり 条例で定めるリプレイスと同様の趣旨 であり、目指していく方向性は同じと考 えております。 県では、上記条例が策定されたことか ら、リプレイスを用いることとしました が、Renewable と同様の趣旨であること を脚注に記載し、混乱を招くことのない ように進めてまいります。

市町村意見とその対応について

1 概要

長野県廃棄物処理計画(第5期)素案について、市町村等へ意見照会を実施

(1) 意見募集期間:令和2年(2020年)11月18日から12月4日まで

(2) 意見提出方法:郵送、ファックス、電子メール

2 ご意見の提出数

2市、延べ23件

3 ご意見の概要とそれに対する考え方

区分	意見項目等	計画等における対応案	本文掲載箇所
①長野市	第四次循環型社会形成推進基本計画で	市町村毎に分別ルールが異なる	
	は、「家庭系食品ロス」を 2030 年度において 2000 年度比半減することを数値目標と	中で、現時点で全県の食品ロス量推計は困難と考えています。	
	して掲げています。	今後、食品ロス量の調査実施市町	
	2000 年度比の家庭系食品ロス量をどのよう	村数を増やしていく中で、全県の食	
	に算出し、2025 年度(R7)年度にどの程度削	品ロス量を推計できないか検討し	
	減することとするのかお示しいただきた	てまいります。	
	なお、お示しいただく指標については、		
	項目を食品ロスとするか可燃ごみとする		
	か、また削減する量を、1人1日当たりの		
	量とするか総量とするかはどれでも差し支		
	えありません。		
②松本市	(11 ページ 第 2 章第 1 節 1 (3) 一般廃棄	御意見を踏まえ、修正しました。	P11
	物のリサイクル率 県内での店頭回収等の		
	増加)		
	当該箇所では、リサイクル率が減少して		
	いる一因として、県内での店頭回収等が増		
	加していることにより、市町村での回収量が減っていることが考えられる旨の記載が		
	お願っていることが考えられる目の記載が されている。この記載だと背景に詳しい人		
	しか理解できない。		
	市町村で回収している資源物(リサイク		
	ル可能な品目)が、排出しやすい環境にあ		
	る民間事業者の店頭回収等で収集されてい		
	る実情が要因の一つであることが明確にわ		
	かる表現としてください。		
	⇒ 37ページに記載の文章の方が読み取		
	れる文章かと思います。		

区分	意見項目等	計画等における対応案	本文掲 載箇所
③松本市	(31ページ 松本市の事業系ごみの内訳) (1)本調査結果が平成30年度の結果を使用 して作成されていますが、令和元年度の 調査結果がありますので、差し替えてい	(1)御意見を踏まえ、修正しました。	P31
	ただきたい。 (2)タイトルが事業系ごみの内訳となって いるが、家庭系ごみの内容も記載されて いる。整合性がないので、記載方法を検	(2)御意見を踏まえ、修正しました。	
	討してください。 (3)「小売店」は「食品小売店」に修正して ください。	(3)御意見を踏まえ、修正しました。	
	(4)北九州市や西宮市と比較がされていますが、両市のホームページを確認しましたが、同様の調査が実施されているのか正確に確認できませんでした。また、同様の傾向とは、何が同様の傾向かこの文章だと読み取れませんので、文章の記載方法を検討してください。	(4)御意見を踏まえ、削除しました。	
	(5) ※印が省略されているので、どこの注意 事項か分かりませんので、修正してくだ さい。	(5)御意見を踏まえ、修正しました。	
	(6)本市の調査結果と須坂市の調査結果を並列に記載されていますが、本市の生ごみ38.3%と須坂市の生ごみ61.6%では結果が大きく異なります。組成調査の結果の信頼性の疑義に波及しかねませんので、記載方法を検討してください。(ご存知かと思いますが、新潟市でも家庭系ごみ中の生ごみ(厨芥類)は40%程度であり、地域特性や分別区分で差はあるものの今回記載のような差が生じている状況で本市のデータを併記されるのは了承できません。)	(6) 御意見を踏まえ、調査方法が異なることを記載しました。	
④松本市	(37ページ 一般廃棄物の数値目標) 最終段落の「このことは、・・・」の文章 は削除すべきである。 そもそも、小売店等における回収ボック スは、市民が出しやすいからと言って正式 に認めるべき事項ではない。事業系の廃棄 物が混入するリスクや市町村による適正処 理の妨げになる可能性があるにも関わら ず、その設置を認めているような文章を記 載されては困る。 (11ページとも整合性をもった文章を記	御意見を踏まえ、修正しました。	P37

区分	意見項目等	計画等における対応案	本文掲 載箇所
	載すべき。)		
⑤松本市	(38ページ 廃棄物処理計画(第5期)に	御意見を踏まえ、修正しました。	P38
	おける数値目標)		
	家庭系ごみの1人1日当たりについて、		
	令和7年度の推計値と目標値が据え置きに		
	なっているが、考え方には減少を目指す旨		
	の記載がある。トレンド推計値と目標値が		
	同じ数値で良いか。(新しい生活様式で家庭		
	系ごみが増えると推測しているのであれ		
	ば、それが明確にわかる記載とすべきであ る。しかし、家庭系ごみが完全に増えるか		
	る。しかし、家庭ボニみが元主に増えるが というと、本市の今の傾向では何とも言え		
	こいうこ、本中の古の傾向では同こも言え ない状況である。)		
⑥松本市	(44 ページ 食品ロス削減の数値目標)	①のとおり、今後、食品ロス量の	
四本本川	本項では、次回の処理計画策定に向けて、	調査実施市町村数を増やしていく	
	現在できていない県内における食品ロスの	中で、全県の食品ロス量を推計でき	
	発生量を推計(把握)できる取組を記載す	ないか検討してまいります。	
	べきではないか。現在記載されている数値	J	
	目標では、県内の発生量の把握ができない。		
	⇒ 数値目標で記載しないのであれば、		
	50ページの食品ロスの記載に追記すべき。		
⑦松本市	(45 ページ 協働と責務)	御意見を踏まえ、修正しました。	P45,47
	【市町村等】の記載に適正処理に努力と		
	あるが、適正処理は努力ではなく行わなけ		
	ればいけない事項だと思いますので、記載		
	方法を検討してください。		
	なお、47ページの市町村の文章とも整合		
	性がないので、整合を図ってください。		
⑧松本市	(48ページ、49ページ 現状と課題)	御意見を踏まえ、修正しました。	P48
	(1)本市のデータを用いて事業系一般廃棄		
	物のみ紙ごみ・生ごみの割合が高いと記		
	載がありますが、リサイクルできるもの		
	が混入しているのは家庭系ごみも同じで		
	す。事業系一般廃棄物に限定するのは不		
	自然ですので、修正してください。 (2)また、松本市の結果のみを用いて県内も		
	同様の傾向にあるというのは疑問。		
○★/★=	(49 ページ、50 ページ 施策の展開)		
9松本市	(1)生活系一般廃棄物とタイトルに記載が	(1)御意見を踏まえ、修正しました。	P49
	ありますが、ここまで1回も出てきてい	CONTRIBUTE CAR STOCK IN THE COS OTCO	
	ないかと思います。家庭系ごみと使い分		
	けるのであれば定義を記載すべきかと思		
	います。		
	(2)有料化に対する技術的助言は何を想定	(2)セミナー等により他自治体の有	P50
	1	** = * * * * * * * * * * * * * * * * *	1

区分	意見項目等	計画等における対応案	本文掲載箇所
	されているのでしょうか。	料化導入による効果等の事例共	
		有などを想定しています。	
	(3)食品ロスの項目に削減に取り組む店舗	(3)御意見を踏まえ、修正しました。	P50
	を増やす等の記載がありますが、事業系		
	の食品ロスを減らす手段の1つであっ		
	て、事業系の食品ロスを減らすという明		
	確な記述がないのは不自然です。		
	(4)家庭系の食品ロス調査に技術的支援を	(4)先進事例の情報提供などを想定	
	すると記載がありますが、市町村が実施 できない理由は、人が不足していること、	しています。	
	費用がかかること、委託できる事業者が		
	賃用がかかること、安配くさる事業有が ほとんどないことだと思います。技術的		
	支援とは何を想定しているのか不明で		
	す。		
10松本市	(58ページ 各主体の取組)	御意見を踏まえ、修正しました。	P58
	現4期計画では現状と課題に書かれてい		
	る事項が、今回の計画では施策の展開に記		
	載されている。例として、リユース食器の		
	貸出は、県内でそもそも貸出をしている企		
	業(団体)がほとんどないので、企業(団		
	体)などの成熟もせずにどのようにして市		
	町村は貸し出すのか。市町村が購入すると		
	いうことか。洗浄などの衛生的配慮はどう		
	するのか。そもそも県として市町村に取り		
	組むべき事項として記載するような事項か		
	どうかは全て精査したうえで計画には記載		
	していただきたい。	伽玄ロと呼ばさ 原子しよしよ	DGO
⑪松本市	(60 ページ リターナブル容器) 「回収方法は・・・」という文章は、前	御意見を踏まえ、修正しました。	P60
	文とのつながりがなく唐突に出てきてい		
	る。記載方法を修正すべきである。		
①松本市	(62 ページ〜 各種リサイクル法に関する	 御意見を踏まえ、修正しました。	P62-65
(南小女人)	記述)		1 02 00
	前計画では、各品目に対して各種リサイ		
	クル法の記載が明確にされていましたが、		
	本計画ではされていません。これでは、な		
	ぜパソコンが小型二次電池と並列に項目出		
	しされているのかわかりません。(小型家電		
	を収集している自治体にとっては、小型家		
	電リサイクルで良いのではないかと思われ		
	るのではないでしょうか。)		

区分	意見項目等	計画等における対応案	本文掲 載箇所
⑬松本市	(65ページ 使用済み小型家電のリサイク	小型家電リサイクルは、法に規定	P65
	ル)	する地方公共団体の責務に沿って	
	市町村は回収体制の整備に努めると記載	実施に努めていただくことが求め	
	がありますが、課題として有価物であった	られています。	
	ものが逆有償となっており市町村の財源を	同趣旨の御意見は他の自治体か	
	圧迫している実情をご存知でしょうか。地	らもお聞きするところですが、今回	
	域の事情を踏まえとありますが、長野県で	は法の趣旨を踏まえ、記載の修正は	
	大量に回収して有価物とできているところ	行わないこととしました。	
	はないかと思いますので、そのような実情		
	もわかる記載としてください。		
	⇒当然処分費を市町村が負担すべきもの		
	ではなく、その実情に応じて負担を軽減す		
	る制度設計を行うのが国ないし県なのでは		
	ないか。	/m式ロシロVエト WHM) よしょ	DCC
4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	(69 ページ 施策の展開)	御意見を踏まえ、削除しました。	P69
	最終行の「リサイクル用等」とはどうい		
	う意味でしょうか。		
	そもそも実施や研究に努めるのは、市町 村ごとに考えるので、記載されるべき事項		
	付ことに考えるので、記載されるべき事項 ではないと思います。生ごみは臭気等の問		
	題が非常に大きいことを考えた上での文章		
	なのでしょうか。		
	(72 ページ 施策の展開 自治体での導入	御意見を踏まえ、修正しました。	P72
19/12/4/11	促進)	呼ぶりにと始まって、19年でよって。	1.2
	^~~ / 住民意識の向上で家庭用指定ごみ袋のバ		
	イオマスプラスチック素材への切り替えが		
	記載されていますが、削除していただきた		
	い。これ以外に意識向上に有効なものがあ		
	るのではないか。		
	そもそも、バイオマスプラスチックに転		
	換するための費用がかかることや製造して		
	いる企業が少ないなど、指定ごみ袋の素材		
	を切り替えることにハードルがあることが		
	読み取れない。人口が多くなればそのリス		
	クも高まっていくこととなる。		
16松本市	(79 ページ (1)家庭での食品ロス削減を	御意見を踏まえ、修正しました。	P79
	呼びかけます。)		
	例に「・必要以上に取り除かない」とあ		
	りますが、過剰除去のことと推察されます		
	が、それが分かる文章ではありません。分		
	かる文章に修正してください。		
⑪松本市	(79 ページ~ 第 6 節食品ロス削減の推	⑨(3)(4)のとおりです。	P79-80
	進)		
	(再記) 全体を通して、事業系の食品ロ		

区分	意見項目等	計画等における対応案	本文掲載箇所
	スを減らすという明確な記述がないのは不		
	自然ですので、修正してください。		
	(再記)家庭系の食品ロス調査に技術的		
	支援をすると記載がありますが、市町村が		
	実施できない理由は、人が不足していること、費用がかかること、委託できる事業者		
	こ、賃用がかかること、安託できる事業有 がほとんどないことだと思います。技術的		
	支援とは何を想定しているのか不明です。		
	(90ページ 施策の展開(ア)高齢者のご		
	み出し支援)		
	(1)本件に関して、「市町村は」という市町	(1)御意見を踏まえ、修正しました。	P91
	村が実施の主体となる文章は県が書くべ		
	き事項ではない。		
	(2)そもそも高齢者なのか排出困難者なの	(2)「高齢者等でごみ出しが困難な	
	かも文章で二転三転している。	方」としました。	
	(3)また、高齢者が全て排出困難者であると	(3)御意見を踏まえ、修正しました。	
	捉えられるような記述は避けるべきであ		
	5.		
19松本市	(90 ページ 施策の展開(イ)廃エアゾー		
	ル製品等の処理) (1)市町村が主体の文章で穴を開けない収	(1)御意見を踏まえ、修正しました。	P91
	集運搬、安全を確保した上で処分する体	(1) 岬息先を晒また、修正しました。	F 91
	制整備など、県の処理計画で具体的なこ		
	とを書くべきではない。		
	(2)安全を確保した上で処分する体制整備	(2)換気の良い場所を選ぶこと、火	
	とは例えば何なのか。	気や静電気の発生防止措置がさ	
		れた処理施設での処理、可燃性ガ	
		ス濃度測定、処理責任者による監	
		督等の体制を想定しています。	
20松本市	(90ページ 施策の展開(イ)不用家電品	御意見を踏まえ、修正しました。	P91
	等の処理)		
	無料回収業者のみ記載されているが、民		
	間事業者の無料回収ボックスは全く触れら		
	れていない。不用家電品だけに関わる問題		
	ではないが、事業者が簡単に回収ボックス		
	に入れられる環境にあるのは適正処理の妨 げになるのではないのか。		
20松本市	(108 ページ~ 第 6 章循環型社会形成の		
(11人大川)	ために長期的取組)		
	(1)ごみ処理の広域化についての計画であ	(1)御意見を踏まえ、修正しました。	
	るが、環境省の通知文(環循適発第		
	1903293 号) では、県が主体性をもち市		
	町村等の関係機関との調整等の推進、市		
	町村の総合調整が記載されているが、本		

区分	意見項目等	計画等における対応案	本文掲載箇所
	内容ではその旨が記載されていない。特 に 115ページの(5)では市町村(組合)が		
	主体となるように読み取れるので修正し		
	ていただきたい。 (2)上述の通知文を踏まえて県から出され	(2)令和2年2月7日付け照会文書	
	た通知文 (31 資第 30 号) では、今後の	にて状況確認を行い、検討の枠組	
	対応の中で、市町村とのヒアリングが記	みに異存がないことを確認でき	
	載されているが、行われていない中で計 画だけ策定するのか。また、令和2年2	たことから計画案としてまとめています。	
	月7日付で県から照会のあった内容に対	また計画内容は、その際の市町	
	する市町村等からの回答は反映されてい	村意見を踏まえたものとしてい	
	るのか。 (3) 全てのページで表番号が違うかと思い	ます。 (3)御意見を踏まえ、修正しました。	
	ます。	(*)	
	(4) 116 ページ(6)に施設集約化を伴わない	(4)記載の例示においては、保管施	
	ごみ処理の広域化ということで、処理困 難物が例示されている。令和2年2月7	設等の設置についても必要と思 料されますが、地域の実情に応じ	
	日付の照会への回答で本市が記載した内	て検討していただくことになる	
	容も踏まえての文章化とお見受けした	と思います。	
	が、施設がなくどのように広域的な処理		
	をするのか。 (少なくとも保管施設はいるのではない		
	か。)		
	(5) 118 ページに「県内産業廃棄物最終処	(5) 廃棄物処理法上の役割分担と	
	分場の容量が不足しているとは言えず、	して、一般廃棄物の処理に関して	
	直ちに公共関与により最終処分場を整備 する状況ではない」とされていますが、	は、市町村が総括的責任を有し、 その処理に必要な一般廃棄物処	
	下記の現状を踏まえ、県主導による一般	理計画の作成や施設の整備も市	
	廃棄物最終処分場の建設について検討い	町村の責務となっており、県はそ	
	ただきたい。	れに対して技術的援助をしてい	
	ア 一般廃棄物の処理は市町村の責務で あり、最終処分も自己処理が原則です	くこととされております。 従いまして、最終処分場を含む	
	が、処理場の延命化や自前の処理場を	一般廃棄物処理施設の整備は、整	
	確保できないなどの理由から、県内の	備計画策定も含め、県が主導する	
	自治体の殆どが一部又は全部を処理委	よりは、地域の実情に応じて市町	
	託している状況にあり、運搬費用を含めた財政負担が大きくなっています。	村等が主体となって実施することが適当と考えております。	
	めた財政負担が大きくなっています。 イ 最終処分場の設置基準は、一般廃棄	とか過ヨと考えてわります。 県としましては、最新知見の情	
	物も産業廃棄物も同じであり、県が関	報提供や国の循環型社会形成推	
	与して一般及び産業廃棄物の最終処分	進交付金事務における支援など、	
	場を整備している事例があります。	技術的援助に取り組んでいると	
	ウ 中信地区における最終処分場はひっ	ころですが、更に具体的な御相 談、御提案があれば、内容に応じ	
	のもと、広域的かつ循環型社会にふさ	て適切な支援を検討してまいり	

区分	意見項目等	計画等における対応案	本文掲載箇所
	わしい施設整備が望まれます。	たいと思います。	
22松本市	(119 ページ~ 第2節 地域循環共生圏	第5章にて、廃棄物の適正処理及	
	等の形成)	び不法投棄防止等について定めて	
	本考え方だけではなく、あくまで廃掃法	おり、それを前提とした上で、長期	
	に基づき適正に収集運搬・処理・処分が行	的な目標として地域循環共生圏の	
	われるよう事業者(特に廃棄物処理業者)	形成を目指すこととしています。	
	に周知・啓発・指導を行っていただきたい。		
	また、その旨をきちんと本計画に明記して		
	いただきたい。		
	この考え方を拡大解釈すると、廃棄物の		
	適正処理が脅かされる可能性が出てきてし		
	まう。		
②松本市	(全体を通して)	御意見を踏まえ、修正しました。	
	本照会は廃掃法に基づくものかと思う		
	が、最大限市町村の意見を踏まえた計画と		
	していただきたい。		